

常勤理事 行動規範

1. 常勤理事は、法令、定款等及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2. 常勤理事は、遵守すべき法令等を十分に理解して自ら法令を遵守すべきことはもとより、組合組織内に周知させ、これを遵守させなくてはならない。
3. 常勤理事は、法令違反行為あるいは不祥事件の発覚の一報を受けたときは、直ちに理事会等に報告するとともに、関係各所に通報あるいは届出を行い、これに厳正に対応しなくてはならない。
4. 常勤理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、組合に対する公共の信頼を維持し業務の健全性と適切性を確保するために不可欠であることを十分認識して行動しなくてはならない。
5. 常勤理事は、常に組合の社会的責任と公共的使命を認識し、適切なリーダーシップをもって組合員からの信託に応え、組合業務の健全性と適切性を確保しなくてはならない。